

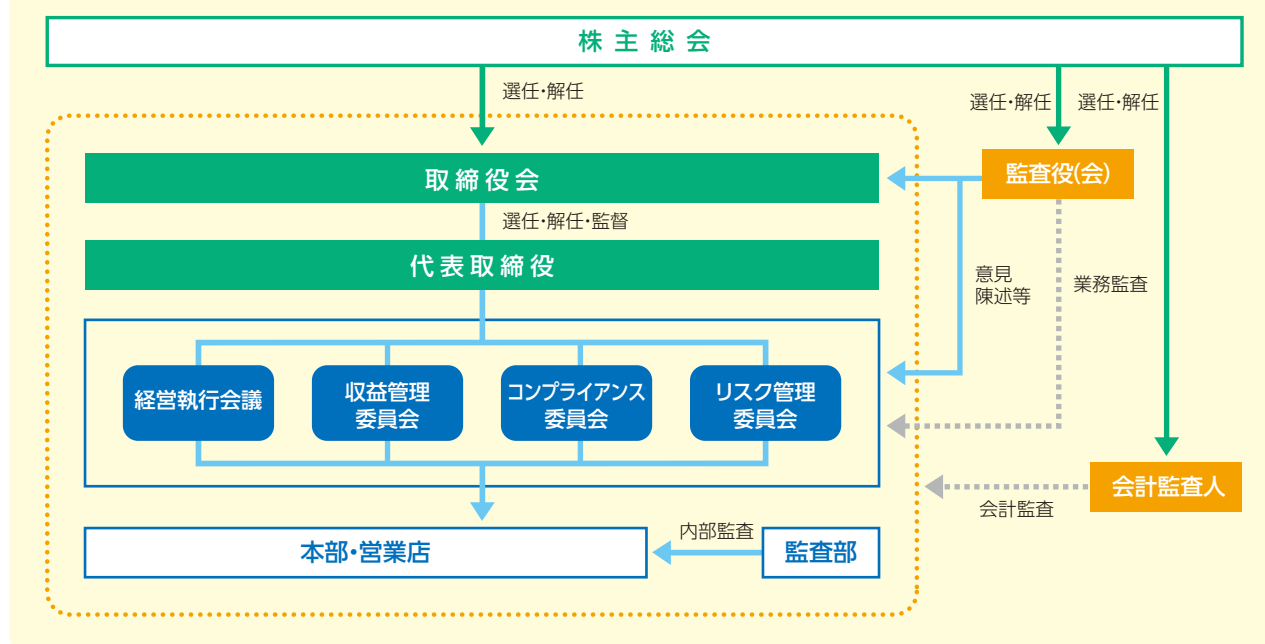
コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、経営理念を実現するため、収益性・健全性を高めるとともに、経営の効率化及び透明性の向上につとめ、企業価値を一層高めることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

こうした考えのもと、取締役、監査役制度を軸として、また、組織横断的な事項に対応する「収益管理委員会」「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」等を有効活用してコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、基本的な価値観や倫理観を共有するため、「百十四銀行倫理規定」や「コンプライアンスマニュアル」等の役職員の行動規範を定め、その浸透につとめております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当行の取締役会は、取締役11名（うち社外取締役1名）で構成され、法令または定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。なお、当行では、経営の意思決定と業務執行に対する監督機能の一層の強化を図るべく、平成26年6月27日開催の145期定例株主総会決議により、社外取締役1名を選任いたしました。

また、当行では執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された執行役員（平成26年7月1日現在、執行役員23名、うち取締役兼務8名）が業務執行を担当し、業務執行に係る重要な事項については、常務執行役員以上をメンバーとする「経営執行会議」及び各委員会において協議・決定する体制としております。

あわせて、当行は、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役5名（うち社外監査役3名）で構成されております。なお、公正かつ高い専門性を有し、会社経営に関する経験・知識や、法務・コンプライアンス及び財務・会計などに関する相当程度の知見を有している社外監査役を選任することにより、監査体制の独立性及び中立性の向上を図っております。各監査役は、監査役会において決定した監査方針、監査計画等に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や意見陳述を行うほか、本部・営業店及び子会社等に出向き、その業務執行及び財産の状況を調査するなど、監査・監督を適切に実施しております。

また、当行では、社外取締役1名を、そして社外監査役3名のうちの1名を独立役員に選任することにより、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

さらに、業務の健全性及び適切性の維持・向上の観点から、独立部署である監査部が内部監査部門として、資産・リスク監査を随時実施するとともに、本部・営業店及び子会社等の業務運営が法令並びに事務手続等に基づき適切に実施されているかについて内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告しております。

会計監査は新日本有限責任監査法人に依頼しており、監査人として独立した立場から、適正な監査を受けております。